

ブルネイの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ブルネイ・ダルサラーム国（マレー語では「Negara Brunei Darussalam」。「平安の地ブルネイ」を意味する。以下「ブルネイ」という）は、カリマンタン島（ボルネオ島）北部にあり、南シナ海に面した君主制国家である。

現在のブルネイの地域は、古くから交易の中心地となっていた。14世紀末、イスラム教に改宗した王が初代スルタンとなった。1888年に英国との間で保護協定を締結し、1906年には英国の保護国となった。第2次世界大戦中は日本に占領されたが、終戦後の1959年に、英国と協定を締結し、憲法を制定するとともに、限定的な自治権を回復した。1962年には、議会選挙で多数派となったブルネイ人民党を中心とする反乱が勃発したが、非常事態宣言が発令され、鎮圧された（その後も、非常事態宣言は2年ごとに更新され、現在に至っている）。1984年に、英国からの完全な独立を果たし、独立国として国連に加盟した²。

ブルネイの気候は、高温多湿の熱帯雨林気候に属する。国土の面積は約5,765平方キロメートルで、日本の三重県とほぼ同じである。首都はバンドル・スリ・ブガワン（Bandar Seri Begawan）、通貨はブルネイ・ドルである。

ブルネイは、「マレー主義」、「イスラム教」、「王政擁護」の3つを国是としている。

ブルネイの人口は約44万人であり、マレー系が約66%、中国系が約10%等となっている。マレー系が圧倒的多数を占めており、マレー人の優遇政策が採られている³。

公用語はマレー語である。マレー語を表記する文字として、ラテン文字とジャウィ文字（マレー語を表記するために、アラビア文字を改変して作られた文字）が使用されている。実際には英語も広く使われており、また、中国系住民の間では中国語も用いられている。

宗教については、ブルネイ国民の約80%がイスラム教を信仰しており、イスラム教は国教となっているが、他の宗教の信仰が禁止されているわけではなく、仏教（約10%）やキリスト教（約3%）を信仰する国民もいる。

ブルネイは、王政擁護を国是としており、世襲の国王が国家の全権を掌握している。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるブルネイの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2021年版』（二宮書店、2021年）238～239頁等を参照した。

³ 例えば、ブルネイ軍は志願兵制を採用しているが、マレー人のみが軍人になることができる。

ブルネイは、原油及び天然ガスを多く産出しており、国民生活は豊かである。1人あたり国民総所得は約29,390ドルであり、シンガポールよりは低いですが、それでも東南アジア有数の高所得国となっている⁴。近時は、エネルギー資源への過度の依存から脱却するため、経済の多角化が図られている（例えば、イスラム教徒が摂取することができるハラール食品の研究開発・加工・物流等を扱う工業団地を、首都近郊に設置する等）。

ブルネイは、ASEAN、イギリス連邦、イスラム協力機構等に加えしているほか、TPP11の原加盟国でもある。

ブルネイは、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。とくに1951年の「法律適用法」(Application of Laws Enactment)により、当時の英国法が、ブルネイの状況と慣行に従うことを条件として、ブルネイにも導入された。また、「マラヤ法準用法」(Malayan Law Adoption Enactment)により、旧英領マラヤの契約法、証拠法、及び民事訴訟法がブルネイに導入された⁵。ブルネイの成文法としては、憲法のほか、法律、命令、下位規則等がある。ブルネイの主な193の法律は、「ブルネイ国法」として、リング・バインダー形式の書物に体系化されている。英国、マレーシア、シンガポール及びインドの裁判所の判決は、ブルネイの裁判所に対し拘束力を有しないものの、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。また、イスラム教徒に対しては、多くの分野において、イスラム法（シャリア法）が優先的に適用される。

日本は、ブルネイにとっての最大の輸出相手国である。主な貿易品目は、原油及び天然ガスである。日本とブルネイの間では、「日・ブルネイ経済連携協定（EPA）」、「日・ブルネイ租税協定」等が締結されてきた。原油及び天然ガスという天然資源を有するブルネイは、今後も、急速な発展を続ける東南アジア諸国の中でも日本企業にとってとくに重要な国であり続けるであろう。このようなブルネイの重要性に鑑みると、ブルネイの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ブルネイの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

1959年、英国と協定を締結し、限定的な自治権を回復したブルネイは、憲法を制定した。また、「王位継承・摂政任命布告」も制定した。ブルネイ憲法は、国王に強大な権限を認めていること、司法権や人権保障に関する規定はほとんど存しないこと等の特徴がある。

ブルネイでは、1984年の完全な独立の際、「マレー・イスラム君主制」が国是として布告

⁴ ブルネイ国民は、教育費、医療費は無料である。消費税、個人に対する所得税・住民税は無い。

⁵ 安田信之著『東南アジア法』（日本評論社、2000年）217頁。

され、立法評議会に関する憲法の規定は停止された。

ブルネイ憲法は制定後、何度も小さな改正が行われてきたが、2004年改正により、①国王の権限がさらに強化され、②一定の指導的な職の就任資格に関し、人種・宗教による差別が肯定され、③司法審査が排除され、④立法評議会の権限が弱められるという比較的大きな改正が行われた⁶。

全 87 条及び附則からなる現行のブルネイ憲法の体系は、表 1 のとおりである⁷。

表 1：ブルネイ憲法の体系（附則を除く）

祈願	
前文	
第 1 部 序	第 1 条～第 2 条
第 2 部 宗教及び風俗習慣	第 3 条
第 3 部 行政権	第 4 条
第 4 部 枢密院	第 5 条～第 8 条
第 4 A 部 恩赦委員会	第 8A 条～第 9 条
第 5 部 閣僚評議会	第 10 条～第 22 条
第 6 部 立法評議会	第 23 条～第 38 条
第 7 部 立法評議会における立法及び手続	第 39 条～第 55 条
第 8 部 財政	第 56 条～第 69 条
第 9 部 公務	第 70 条～第 76 条
第 10 部 国璽	第 79 条
第 11 部 雑則	第 80 条～第 84D 条
第 12 部 憲法の改正及び解釈	第 85 条～第 87 条

2 統治機構

(1) 国王

国王は、スルタンの称号を有し、国家元首とされる。国王の権限は極めて強く、専制君主制に分類される。

国王は、非常事態宣言下において、公益のために必要と考える命令を自由に制定することができる。1962年のブルネイ人民党による反乱を鎮圧するために非常事態宣言が発令さ

⁶ 稲正樹ほか編著『アジアの憲法入門』（日本評論社、2010年）110頁（稲正樹執筆部分）。

⁷ 本稿におけるブルネイ憲法の日本語訳は、竹下秀邦著「ブルネイ・ダルサラーム国」（萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）88～128頁等を参考にした。但し、当該日本語訳は最近の改正が反映されていないため、下記リンク先に掲載されている英語訳（2011年現在）も参照した。

http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/cons_doc/constitution_i.pdf

れた後も、2年ごとに非常事態宣言が更新され、現在に至っている。

宗教会議（宗教問題に関する諮問機関）、枢密院（憲法改正等に関する諮問機関）、継承会議（王位継承に関する諮問機関）は、それぞれ、国王に対し、助言を行うという役割を担っている。

（２）行政

ブルネイの行政権は、国王に属する。行政権は、国王、閣僚評議会又は閣僚評議会から委任されたいずれかの閣僚によって、行使される。

首相は、行政権の行使について、国王に責任を負う。首相に任命されるのは、イスラム教を信仰し、シャフェイ派に属するブルネイ・マレー人に限られる。

首相及び閣僚は、国王により任命される。

首相及び閣僚の任期は、明確には定まっておらず、国王が容認している限り、首相又は閣僚として在任することができる。

閣僚評議会は、国王、首相及び閣僚で構成される。実際には、国王が、首相及びその他の閣僚のいくつかを兼務している。国王は、閣僚評議会を主宰し、行政を処理する。

（３）立法

ブルネイの最終的立法権は、国王に属する。

ブルネイは一院制を採用しており、「立法評議会」が設置されることとなっている。立法評議会は、1984年から活動停止となっていたが、2004年に再開された。立法評議会の議長及び議員（45名以内）は、国王により任命される。2004年の憲法改正により、立法評議会の議員には、直接選挙で選出された公選議員も含まれることとなった。しかし、選挙はまだ一度も実施されていない。

立法評議会の議員の任期は明確には定まっておらず、国王が容認している限り、議員として在任することができる。現在、ブルネイ国内では、国家開発党のみが存在している。

立法評議会の権限は、予算審議等に限定されている。

いかなる法律案も、国王の同意、署名、及び国璽捺印が無ければ、成立しないものとされている。国王は最終立法権を有するものとされ、立法評議会は、立法機関ではなく、立法に関する諮問機関として位置づけられる。

（４）司法

ブルネイ憲法における司法権に関する規定は、非常に少ない。

ブルネイの裁判所としては、上訴裁判所（Court of Appeal）、高等裁判所（High Court）、中間裁判所（Intermediate Court）、治安判事裁判所（Magistrates' Court）、少年裁判所（Juvenile Court）、少額訴訟裁判所（Small Claims Tribunals）等がある。上訴裁判所と高等裁判所を合わせて、最高法院（Supreme Court）という。高等裁判所は、第一審管轄

権を有するほか、下級裁判所からの上訴事件を管轄する。上訴裁判所の民事事件判決に対しては、英国の枢密院司法委員会に上訴することができる。ブルネイにおける刑事事件の最終審を管轄するのは、上訴裁判所である。中間裁判所は、一定基準以下の民事事件及び刑事事件を管轄する。また、イスラム教に基づく事件の裁判所として、宗教裁判所がある。

ブルネイの裁判所の判事は全て、国王により任命される。

3 人権

ブルネイ憲法には、信教の自由を除き、人権保障に関する規定が存しない。また、ブルネイは、ほとんどの人権条約にも加盟しておらず、人権保障に関する法律もほとんど制定されていない。

英国の影響を受けたコモン・ロー及び法理論等により、人権はある程度保障されているという見解もあるが、憲法に規定されていない以上、国王又は政府機関等によりいつでも容易に侵害される可能性があることは否定できない⁸。

III 民法

ブルネイは、英国の植民地であった時代から英国のコモン・ロー及び衡平法（エクイティ）の影響を強く受けてきた。

ブルネイの「法律適用法」（Application of Laws Enactment）は、1951年4月25日以前から英国で施行されているコモン・ロー、衡平法及びその他の法令の規定につき、ブルネイへの適用を認めるものである。ブルネイの「契約法」（Contracts Act）及び「特定救済法」（Specific Relief Act）は、英国のコモン・ロー、衡平法等の内容を具体化したものである。ブルネイの「商品売買法」（Sales of Goods Act）は、英国の商品売買法をモデルとして制定された（ちなみに、ブルネイは、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（CISG）には加盟していない）。なお、ブルネイの「商品売買法」の下では、いかなる契約不適合も、契約解除の法的根拠になると考えられている⁹。

ブルネイの「土地法典」は1907年に制定された。これは、いわゆるトレンスシステム（Torrens System）を採用するものである。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である¹⁰。

⁸ 安田・前掲書 219 頁。

⁹ Colin Y.C. Ong 著「Brunei and the International Sale of Goods」(UNCITRAL – SINGAPORE SEMINAR ON :35 YEARS OF THE CISG :Achievements and Perspectives)。

¹⁰ Maslina Abu Bakar 著「LAND ADMINISTRATION SYSTEM IN BRUNEI DARUSSALAM」。

<https://aseanvaluer.org/images/PDF/Land%20Administration%20System%20in%20Br>

IV 会社法

ブルネイに投資しようとする外国企業は、ブルネイに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するブルネイ法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、事業活動そのものを行うことはできない。

ブルネイの会社法によると、有限責任株式会社 (company limited by shares)、有限責任保証会社 (company limited by guarantee)、無限責任会社 (unlimited company) 等、いくつかの類型が認められている。外国企業がブルネイに会社を設立する場合は、上記のうち、有限責任株式会社の形態を利用することが多い。

有限責任株式会社の形態を利用するとしても、さらに、公開会社 (public company) と非公開会社 (private company) の区別がある。非公開会社とは、株主数が2名以上50名以下に制限されており、かつ、株式の譲渡が制限されている会社をいう。非公開会社以外の会社は、全て、公開会社である。非公開会社と公開会社のいずれの場合も、最低資本金の制限は無く、株主がブルネイ国籍保有者又はブルネイ居住者である必要は無いが、2名以上の株主及び2名以上の取締役が必要である（そして、取締役が2名の場合はそのうち1名、取締役が3名以上の場合はそのうち2名は、ブルネイ居住者でなければならない）¹¹。

ブルネイにはまだ証券取引所が設置されていないため、公開有限責任株式会社はあまり設立されていないようである。外国企業がブルネイに会社を設立する場合も、通常は、非公開有限責任株式会社の形態が選択されることとなる。

表2：ブルネイで設立が認められている主な会社

種類	会社名称に含めるべき語／略称（マレー語）
非公開有限責任株式会社	Sendirian Berhad / Sdn. Bhd.
公開有限責任株式会社	Berhad / Bhd.

V 民事訴訟法

1 訴訟

ブルネイの民事訴訟制度は、英国の民事訴訟制度に基づいて形成されている。ブルネイにおける民事訴訟手続は、原則として、召喚状の送付、訴答手続、質問書の送付、証言録取書の交換、口頭弁論、判決という流れとなる。ブルネイの訴訟は、三審制が採られてい

[unei%20Darussalam.pdf](#)

¹¹ <https://www.mofe.gov.bn/Divisions/incorporation-of-companies.aspx>

る。陪審制は、採用されていない。

ブルネイでの訴訟において使用される言語は、原則として、英語である。上訴裁判所の判事3名は、非常勤の英国人である。

ブルネイの裁判所の判決は、多くのコモン・ロー諸国において、執行可能である。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。ブルネイは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、外国における仲裁判断をブルネイで執行することが認められる。

ブルネイの仲裁機関としては、「Brunei Darussalam Arbitration Centre (BDAC)」¹²がある。BDACは、国際仲裁のグローバルハブとなることを目指して、2014年に設立され、2016年から運用が開始された。また、ブルネイと距離が近く、取り扱っている仲裁件数が多く、国際的評価も高い「シンガポール国際仲裁センター」（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）¹³が仲裁機関として選択されることも多い。SIACは、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績¹⁴が豊富であること等から、とくにアジアにおける国際取引契約における紛争解決条項としては、SIAC仲裁が選択されることが多い。

VI 刑事法

1 刑法

ブルネイでは、「刑法典」と「シャリア刑法典」が併存しており、いずれの刑法典で処断するのかは、個別に判断される。2013年に制定されたシャリア刑法は、段階的に施行された。即ち、シャリア刑法は、まず、2014年5月に一部が施行され、また、2019年4月3日からは、全ての規定が施行された。シャリア刑法には、「イスラム教徒に対してのみ適用される規定」と、「外国人及び非イスラム教徒に対しても適用される規定」とが含まれている。後者の規定について、ブルネイを訪れる外国人旅行者・出張者やブルネイの外国人駐在員等は、十分に注意しなければならない。シャリア刑法で禁止される行為の例としては、例

¹² <http://bdac.gov.bn/Style/Home.aspx>

¹³ <https://www.siac.org.sg/>

¹⁴ SIACの「Annual Report 2019」によると、2019年における新規受理件数は479件であり、過去最高を記録した。

[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20\(30%20June%202020\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf)

えば、以下のものがある¹⁵。

- ①自宅及びホテル自室を除く場所で、飲酒・喫煙すること、イスラム教徒にアルコール飲料を販売・贈呈等すること。
- ②ラマダン（断食月、日の出から日没まで）中に、自宅及びホテル自室を除く場所で、飲食・喫煙すること。
- ③夫婦・家族でない男女（相手がイスラム教徒の場合）が、閉鎖された空間で一緒に過ごすこと。
- ④不道徳な行為をすること（例えば、肌が極端に露出した服装等）。
- ⑤異性の格好をすること。
- ⑥婚前の性行為、婚外の性行為、同性間の性行為（相手がイスラム教徒の場合）。
- ⑦イスラム教から他宗教への改宗、他宗教の教育。
- ⑧イスラム教への冒瀆。
- ⑨宗教に関する国王の発言に対し、批判・反対・侮辱を行うこと。
- ⑩イスラム教徒の男性が金曜礼拝に参加しないこと、雇用者が被雇用者を金曜礼拝に参加させないこと。

シャリア刑法によると、刑罰も非常に厳しいものがある。例えば、窃盗、強盗、婚前・婚外性行為、強姦、同性間性行為、異常性行為（アナル・セックス）、姦通・強姦の不当告訴、飲酒、背教行為を行った者に対しては、身体刑（手足首切断、投石による死刑等。「ヘッド刑」と呼ばれる）が規定されている。また、殺人、傷害を行った者に対しては、同害報復刑（被害者が被った死・身体損傷と同等の刑罰を加害者に科す刑罰。「キサーズ刑」と呼ばれる）が規定されている。非イスラム教徒が行った場合であっても、上記のような刑罰を科されるものがある¹⁶。

ブルネイでは、形式的には死刑制度が存置されているが、1957年以來、死刑の執行は行われていない。シャリア刑法が完全施行された後、ブルネイにおける死刑の執行可能性に対し、国際人権団体等から懸念の声が上がった。これに対し、国王は、2019年5月の声明の中で、「ブルネイは過去20年以上、死刑の執行を事実上停止している。このような死刑の執行の猶予は、シャリア刑法にも適用される」と述べ、懸念の払拭に努めた。しかし、死刑に関する規定は、依然として、ブルネイの「刑法典」及び「シャリア刑法典」に残っている。

2 刑事訴訟法

刑事事件の司法手続は、「刑事訴訟法典」に規定されている。ブルネイの刑事手続は、基

¹⁵ 「ブルネイの概要」（クレアシンガポール事務所）7頁。

<http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/06/2020Brunei.pdf>

¹⁶ 「シャリア刑法の施行」（在ブルネイ日本国大使館、2019年）

https://www.bn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/sharia.html

本的に、①捜査、②逮捕、③勾留、④告訴、⑤予備審問、⑥公判、⑦判決という流れで進む¹⁷。

ブルネイの刑事司法手続は、司法長官の管轄下にあり、司法長官が検察官の役割を果たす。刑事訴訟法においては、「逮捕に値する違反」及び「逮捕に値しない違反」（例えば、暴行罪や傷害罪）が区別されている。「逮捕に値する違反」については、警察官は、令状なしに逮捕することができるのに対し、「逮捕に値しない違反」については、裁判所が発行する令状を得なければ逮捕することはできない。「逮捕に値しない違反」についても、捜査すること自体は可能である。黙秘権は認められておらず、被疑者・目撃者等は警察官の質問に全て回答しなければならない。黙秘したことは、被疑者にとって不利な証拠として取り扱われる。司法手続のいずれの段階であるかにかかわらず、警察官への証言は、裁判の証拠となり得る。裁判所が発行する勾留状により勾留された場合、最長 15 日間、勾留される。告訴状を受理した裁判所は、裁判管轄権¹⁸を確認し、司法手続を進めるに足る根拠があると判断すると、被告人に対して、召喚状又は令状を発行する。裁判所の予備審問において、判事は、高等裁判所に送致するに足る証拠があるか否かを判断する。判事が「証拠不十分である」と判断した場合は、不起訴又は治安判事裁判所での公判を行う。判事が「十分な証拠がある」と判断した場合は、高等裁判所に事件を送致する。実務上、中間裁判所・高等裁判所での公判の前に、裁判官は、公判前審理を行い、証人、証拠物、証拠書類等を確認することがある。有罪判決において刑罰が言い渡される。刑罰の種類には、死刑、終身刑、鞭打ち刑（但し、50 歳以下の男性のみ）、罰金刑、没収、保護観察及び社会奉仕命令がある¹⁹。

VII おわりに

以上、ブルネイ法の概要を簡単に紹介してきたが、ブルネイ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、ブルネイ法に関する英語による情報源及び文献・論

¹⁷ 「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」（内閣府男女共同参画局）の第 2 部・第 1 章を参照。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/1_brunei.pdf

¹⁸ 治安判事裁判所は、7 年超の禁固刑、1 万ブルネイ・ドル超の罰金刑を科すことができない。中間裁判所は、20 年超の禁固刑、終身刑、死刑を科すことができない。高等裁判所は、広い裁判管轄権を有するが、死刑判決を下すには、2 名の判事による必要がある（Sharon Yeo Mian Yie 著「AN OVERVIEW OF THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM IN BRUNEI DARUSSALAM」）。

<http://www.agc.gov.bn/SiteAssets/AGC%20Site%20Pages/Presentation%20Slides%202017/Overview%20of%20Criminal%20Justice%20System%20in%20Brunei%20Darussalam.pdf>

¹⁹ 「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」（内閣府男女共同参画局）の第 2 部・第 1 章。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/1_brunei.pdf

文等については、インターネット上で比較的多く存在する。

英国法の流れを汲みながらイスラム法の影響を強く受けているブルネイの法制度は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、原油及び天然ガスという天然資源を産出するブルネイにおける法制度は、日本企業にとって極めて重要であるため、今後も、ブルネイの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。今後、ブルネイ法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.6』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第14回 ブルネイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。